

新潟県条例第68号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 知事の給料月額については、<u>平成26年8月1日</u>から同月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 知事の給料月額については、<u>平成21年4月1日</u>から同月30日までの間、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。